

福祉文教常任委員会議事録

(令和5年9月12日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年9月12日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 博之 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 森田 忠彦
村井 浩二 辻本 馨
中村 直幸
議長 山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 秘書政策課長 西本 武史
副町長 齋藤 健吾 企画担当課長 小泉 大吾
教育長 中道 雅夫 子育て支援課長 川久保みのり
政策総務部長 小角 孝彦 福祉介護課長 辻本 知也
まちづくり推進部長 村上 正規 いきいき健康課長 堀内 孝茂
健康福祉部長 子安 逸二 保険医療課長 松岡 健一
教育次長 池田 貴則
- 6 議会事務局 事務局長 正野 正 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
 - (1) 認定第2号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - (2) 認定第5号 令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - (3) 認定第6号 令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - (4) 議案第23号 太子町子ども・子育て会議条例中改正の件
 - (4) 議案第26号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - (5) 議案第27号 令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)

午前 9時30分 開 会

○辻本（博）委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、改めまして、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定といたしまして、認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ほか2件、条例案といたしまして、議案第23号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件の1件、予算案としまして、議案第26号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、ほか1件、以上合わせまして、6件の議案でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご認定並びにご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本（博）委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、決算認定案件3件、条例案件1件、補正予算案件2件の計6件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

決算認定案件において、西田委員は監査委員でありますので、その間、監査委員として参加していただきます。札の入替えを行いますので、このまましばらくお待ちください。

（札の入替え）

○辻本（博）委員長 まず、認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 令和4年度太子町国民健康保険特別会計決算認定につきまして、私のほうからご説明を申し上げます。

認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、まず、歳入歳出を通じて、令和4年度決算の特徴について、ご説明をさせていただきます。

附属説明資料の1頁、2頁になります。

それぞれ歳入歳出の内訳について記載をさせていただいておりますが、令和4年度決算の歳入合計は15億397万6千円で、前年度と比べ7千401万3千円、5.2%の増となっております。主な要因でございますが、歳出の保険給付費の財源となる府支出金である保険給付費等交付金の増のほか、基金繰入金や第三者行為損害賠償金の増によるものです。

一方、歳出合計は14億7千402万1千円で、前年度と比べ6千493万8千円、4.6%の増となっております。主な要因は、医療費の増加に伴い、保険給付費の大幅な増に加え、一般会計繰出金の増によるものです。

それでは、まず、2頁、歳出からご説明をさせていただきます。

保険給付費でございますが、新型コロナウイルス感染症による受診控えがなくなり、回復から反動の傾向が見られることから、保険給付費、ここで言いますと、計のカタカナのアイ+ウの欄でございますが、9億9千309万4千円。前年度比5千824万5千円、6.2%の増となっております。

次に、被保険者の方々から納付していただきました保険料などを大阪府に納付する事業費納付金は、保険料の上昇はあるものの、被保険者の減少により、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全てが減となり、4億2千386万7千円、前年度比427万5千円、1.0%の減となっております。なお、予備費につきましては、33万3千円を執行しております。

次に、1頁戻っていただきまして、歳入でございます。

まず、保険料でございますが、被保険者数は減少傾向にあります。1人当たりの医療費の増や保険料率の上昇などにより、3億1千518万1千円、前年度比104万6千円、0.3%の微増となっております。

次の府支出金では、歳出の保険給付費の増に伴い、その財源として交付される保険給付費等交付金の普通交付金の増などにより、10億3千411万7千円、前年度比5千

633万4千円、5.8%の増となっております。

次に、一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の増などにより、1億799万9千円、前年度に比べ804万1千円、2.9%の増となっております。また、基金繰入金では、被保険者数は減少するものの、医療の高度化や被保険者の高齢化により、1人当たり医療費の大幅な増加が見込まれるため、急激な保険料上昇を一定抑制する目的で、国保財政調整基金繰入金を2千万円繰り入れております。これは前年度に比べ500万円、33.3%の増となっております。

次に、3頁になります。

2の財政調整基金の状況でございますが、令和3年度決算から2千万円を繰入れし、1千853万8千円を積立てし、令和4年度末で8千562万4千505円となっております。

次に、3の国保加入者の状況でございますが、一般被保険者数では2千792人で、前年度と比べ152人の減、世帯数では52世帯の減となっております。

次の4でございますが、令和4年度中の被保険者資格取得及び喪失の表では、資格取得が451件、資格喪失が629件となっており、大幅に喪失の件数が多くなっております。特に、後期高齢者医療に移行する件数が多く、これが減少の大きな要因となっていることが分かります。

次の4頁、これにつきましては、異動状況をグラフ化したものでございます。

次に、5頁になります。5頁、5番の保険料の収納状況でございます。現年分では96.7%、滞納繰越分では48.8%となっております。

6の保険料の1世帯及び1人当たりの額でございます。1世帯当たりの保険料は、令和3年度と比較し6千790円、1人当たりの保険料は7千83円の増となっております。

また、下の表は保険料の賦課率等及び賦課限度額で、大阪府の統一保険料と比較し、本町の保険料率は、財政調整基金を繰り入れることで一定抑制をしておりますが、賦課限度額につきましては、大阪府基準と同じとなっております。

次の保険料減免等の状況のうち、その他減免は町独自減免と非自発的失業者減免で、右側につきましては、政令軽減となっております。

6頁になります。

8の医療給付の状況でございます。

(1) の医療給付の状況では、令和3年度と比較し、件数で547件、保険者負担では4千296万7千871円の大幅な増となっております。

次の7頁をお願いします。

このグラフは、1人当たりの医療費（費用額）ということで10割分でございますが、平成27年度から30万円台を推移しておりましたが、令和4年度につきましては、41万9千357円と、40万円を超えてまいりました。

以上が附属説明資料の内容でございます。

それでは、決算書のほうをお願いいたします。

まず、歳出のほうからご説明いたします。234頁、235頁になります。

1款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額801万5千93円。一般管理事業の主なものは、被保険者証等の印刷、郵送料、電算システムプログラム変更委託料、国民健康保険団体連合会への電算委託料、第三者行為、交通事故になりますが、に係る求償事務手数料並びに国民健康保険団体連合会への市町村負担金となっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額464万8千172円。賦課徴収事業の主なものとしましては、納付書及び関係書類の印刷費、郵送料、口座振替手数料や、コンビニ収納代行業務委託料、マルチペイメントネットワーク協議会負担金となっております。

3項運営協議会費。236頁、237頁になります。

1目運営協議会費、支出済額9万1千円。令和4年度の国民健康保険運営協議会2回の開催に係る委員報酬等でございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、支出済額8億4千401万3千996円。対前年度比5.9%の増となっております。

2目退職被保険者等療養給付費の支出はございませんでした。

一般被保険者療養給付費の増の主な要因は、被保険者数の減少が顕著に見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控えの影響もなくなり、令和3年度の回復傾向から、令和4年度においては反動傾向が見られ、受診件数1人当たりの医療費も前年度と比べ大幅に増加したことによるものでございます。

3目一般被保険者療養費、支出済額1千371万446円、対前年度比1.4%の減となっております。

4目退職被保険者等療養費につきましては、支出はございませんでした。

5目審査支払手数料、支出済額219万9千193円。前年度比1.2%の増となっております。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、支出済額1億2千758万9千975円。対前年度比は、高額介護合算療養費を含め、9.7%の増となっております。

2目退職被保険者等高額療養費については、令和4年度の支出はございませんでした。238頁、239頁になります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、支出済額3万8千115円となっております。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費については、令和4年度の支出はございませんでした。

3項助産諸費、1目出産育児一時金、支出済額250万8千円は、被保険者が出産したときに、出産した子ども1人につき42万円が出産育児一時金として支給されるもので、令和4年度につきましては、6人となっております。

4項葬祭諸費、1目葬祭費、支出済額95万円は、被保険者の方が亡くなられたときに葬祭費が支給されます。令和4年度につきましては、19件となっております。こちらにつきましては、1件当たり5万円の支給でございます。

5項精神・結核医療給付費、1目精神・結核医療給付金、支出済額199万9千497円は、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の精神通院医療費及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療費に関する法律に基づく結核医療費に係る本人負担分を任意給付するものでございます。

6項移送費につきましては、一般及び退職被保険者ともに、前年度に引き続き、令和4年度も支出はございませんでした。

240頁、241頁になります。

7項傷病手当金、1目傷病手当金、支出済額8万4千984円は、給与支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したもの、または感染が疑われるもので、療養のため労務に服することができない期間に支給する手当金で、3名の方に支給いたしました。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、本町が収納しました保険料や一般会計からの保険基盤安定繰入金などを大阪府に納付するための納付金となっております。

1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、支出済額3億148万3千796円。対前年度比0.1%の減となっております。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、支出済額8千967万666円。対前年度比2.7%の減となっております。

3項介護納付金、1目介護納付金、支出済額3千271万2千379円。対前年度比4.4%の減でございます。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金、支出済額35円は、退職者医療に係る事務費拠出金でございます。

5款保健事業費、1項保健事業費、次の242頁、243頁になります。

1目疾病予防費、支出済額273万2千634円は、エイズ予防パンフレットの作成費及び医療費通知を年6回実施した費用とこれに対する郵送料のほか、総合健康診断、人間ドックの委託料として半額補助を行っております。令和4年度の人間ドックの受診者数は99人の実績でございます。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、支出済額1千497万7千835円は、特定健康診査受診者836人分に対する費用のほか、特定保健指導に関する費用を支出しております。令和4年度の特定健康診査受診率は37.4%となっております。なお、受診率の数値につきましては、国から確定数値がまだ公表されておられませんので、今後変更されることもある点につきまして、ご留意いただきますようお願いいたします。

244頁、245頁になります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、支出済額1千853万8千円は、財政調整基金への積立金となっております。

7款公債費、1項公債費、1目利子、支出済額2千165円は、年間を通じて事業費納付金等の支払いに係る資金不足を補うため、財政調整基金を振替運用しており、その運用に係る利子でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者還付金、支出済額129万985円は、過年度に係る9件分の保険料還付金と1件の還付加算金でございます。

2目償還金、支出済額163万8千円は、国、府への返還金でございます。

9款予備費につきましては、保険料還付金に29万1千円、国、府償還金に4万2千円を充用しております。

歳出の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入でございます。

恐れ入りますが、228頁、229頁になります。

1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料の現年分で、1節医療給付費分の収入済額が2億1千735万1千524円。2節後期高齢者支援金分で6千506万542円。3節介護納付金分で2千296万2千913円の収入となっており、これらを合わせた現年分の収納率は96.7%となっております。

また、滞納繰越分としまして、4節医療給付費分で641万4千817円、5節後期高齢者支援金分で215万565円。6節介護納付金分で124万564円の収入となっております。

なお、滞納繰越分のうち、不納欠損額として83万9千370円を処理しております。これらの不納決算処理につきましては、転出等による居所不明や死亡等で整理のついたもののほか、生活困窮、破産等による財産処分により、徴収不可能な保険料について処理をしております。

2款一部負担金の収入はございませんでした。

3款使用料及び手数料、1項手数料、収入済額11万6千451円は、全額が2目の督促手数料の収入となっております。

4款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金、収入済額10億56万935円は、本町が行う保険給付事業に必要な財源として大阪府から交付されたものでございます。

2節保険給付費等交付金の特別交付金で、収入済額3千232万3千円は、国の保険者努力支援制度に係る交付金や特別調整交付金、特定健診に係る国及び府の負担金でございまして。

2目国保事業助成補助金、収入済額123万3千128円。これは、重度障がい者やひとり親家庭の医療費助成の実施に伴う医療費負担に対する府補助金となっており、補助率は2分の1となっております。

230頁、231頁になります。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、収入済額9千875円は、財政調整基金より生じた預金利子となっております。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、収入済額1億799万9千257円。

1節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分で、5千606万5千406円。保険料軽減

世帯に対するものとなっており、対象は976世帯分となっております。

2節保険基盤安定繰入金保険者支援金分で3千22万1千105円。これは、保険料軽減の対象となる1人当たりの保険料調定額の割合に応じて財政支援されるものとなっております。

3節未就学児均等割保険料繰入金75万2千505円で、未就学児76人が対象となっております。

4節職員給与費等繰入金1千194万2千706円は、一般管理費及び賦課徴収費等の事務費に充当しています。

5節財政安定化支援事業繰入金368万7千500円は、60歳以上の高齢者の加入割合に応じて地方交付税措置されたものを繰入れているものでございます。

6節その他一般会計繰入金533万35円は、毎年8月と2月に実施しております集団健康診査と同時に受診できるがん健診セット受診に係る費用や、保険料の町独自減免等に対する費用、地方単独事業実施に係る国庫負担金減額分の補填でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2千万円は、大阪府が行う令和4年度の統一及び標準保険料率の本算定により、本町被保険者1人当たりの保険料が、前年度に比べ約6%の上昇が見込まれたことから、急激な保険料を抑制する目的で基金から繰入れを行ったものでございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、収入済額2千87万9千609円は、令和3年度決算の歳入歳出差引額である剰余金を繰り越したものでございます。

8款諸収入でございますが、1項延滞金加算金及び過料は159万501円で、全額が1目一般被保険者に係る延滞金となっております。

2項雑入でございます。1目雑入、収入済額403万6千774円。これは第三者行為である交通事故による返還金でございます。

9款国庫支出金、1項国庫補助金、1目システム開発費等補助金、収入済額4万2千円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

以上、簡単ではございますが、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○藤井委員 認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

この年、制度上で変わったことはありますか。

○松岡保険医療課長 令和4年度、制度上に何か変わったものがあるかというご質問でございます。

令和4年度につきましては、子どもの均等割半額の制度が導入されました。ですので、就学前の6歳に到達後、最初の3月31日までの被保険者の方は5割の軽減を受けておられるという状況となっております。

○藤井委員 ありがとうございます。

影響額とか、また、人数はどうですか。

○松岡保険医療課長 影響額というか、軽減額のご質問かと思えます。

保険基盤安定繰入金と同様の形の数字でございますが、10月末現在で見ますと、76人、75万円程度が影響額というか、軽減している額でございます。

○藤井委員 次に、国に対して、就学前と言わず、子どもの均等割を廃止するよう求めてください。

続きまして、附属説明資料の5頁なんですけれども、保険料の1世帯及び1人当たりの額についてお尋ねします。

令和4年度の1世帯当たりの保険料ですけれども、当初予算では、1人当たり年間8千996円が増えるという見込みを示されていましたが、決算のこの数字を見ると、7千83円ほどになっています。思った数字よりまだ低く済んだのはありがたい話ですけれども、令和5年度は幾ら上がっていますか。お願いします。

○松岡保険医療課長 令和5年度の保険料の状況はどうかという質問かと思えます。

令和5年度の本算定時点、6月1日になりますが、これを見ますと、1人当たり9千42円上昇しているというような状況でございます。

ただし、例年のことながら、月が進むにつれて、保険料は、未申告の方もおられますので、調定額が下がっていく傾向にありますので、本算定時点では、確かに9千42円の上昇ですが、今後、3年度と同様に下がっていく可能性はあるかと考えています。

○藤井委員 分かりました。住民さんの願いは、高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしいですが、令和5年度も値上げで進んでいます。いよいよ来年、令和6年度は府内統

一国保になります。統一されたら、保険料は下がりますか。

○松岡保険医療課長 令和6年度統一後どうなるかというお話かと思います。

今回の4年度決算を見ますと、給付費が6%程度伸びていると。これは太子町に限ったことではなくて、大阪府全体で医療費が上がっていると。説明の中でも申しましたように、令和3年度は受診控えからの回復、令和4年度につきましては、回復から反動というような言葉を大阪府でも使われておられます。これを踏まえると、保険料につきましては、上昇してしまうということが考えられます。

○藤井委員 ありがとうございます。今の状態だと、毎年毎年上がっていくのが明らかです。今でも高過ぎる保険料で住民さんは大変困っています。窓口で払う医療費もばかになりません。値上げが分かっている府内統一が、果たして住民の願いでしょうか。一部の自治体では、少なくとも延期してほしいという声も上がっていると聞きます。延期を求めるつもりはないのでしょうか。

○松岡保険医療課長 確かに保険料の状況も見まして、延期をという声がある団体も聞き及んでおります。しかしながら、平成22年度に、府内全市町村の首長が寄りまして、府内においては、どこに住所を置いたとしても保険料を統一するという方向性で、これまで動いてまいりました。平成30年度には、統一ということで方向性は決まりましたが、令和6年度までは経過措置ということで進めてまいりました。このような中で、今後、延期をするというのは、中々困難なのかなというふうには考えています。

ただ、保険料抑制のためには、国費の投入も考えられますし、府の財政安定化基金をどうするかとか、そのような問題を含め、府内市町村全体で議論を進めていきたいというふうには考えております。

○藤井委員 ありがとうございます。これ以上値上げされたら、収納率が悪くなるのではないかと心配です。

そこで、お尋ねしますが、苦しいと言いながら、太子町はしっかり基金はためているんですが、この基金を保険料引下げに使えますか。

○松岡保険医療課長 財政調整基金が保険料の引下げに使えるのかという話ですが、これまでも答弁させていただきましたとおり、令和6年度の統一はもう中々避けられない状態でございます。その中で保険料抑制もできませんので、基金につきましては、引下げにはちょっと使えないと、保険料の引下げには使えない。

ただ、使い道としては、今後、これから保険料抑制のために、財政安定化基金ではな

いですが、府内全市町村が拠出するというんですか、一定1人当たりの額を拠出した上で保険料を抑制するというような方向で動いていますので、それを含めると、その基金については、それには使えるということでございます。

あと、もう一つは、事業費納付金の不足が生じた場合、質問にもございましたように、保険料の収納率が下がった場合、その事業費納付金の不足が生じる可能性も否定できませんので、それに対して財政調整基金の活用はできるのかなというふうには考えています。

○藤井委員 ありがとうございます。国も府も議会では使えると言っているのですが、国保法に照らせば使えるんですけれども、言っていることとやっていることは別なので、中々太子町として今後、基金を使って保険料を引き下げることが困難になると思います。

では、基金の使い道はためておくだけなんでしょうか。

○松岡保険医療課長 基金の使い道は今の、先ほどもご質問にございましたように、事業費納付金の不足の補填、もう一つは、先ほどの質問で答弁させていただいた、1人当たりの保険料抑制のための1人当たりの拠出のための金額、もう一点は、被保険者に還元する方法として、保健事業を拡充する。内容につきましては、今のところ、各いろんな取組を全国でされていると思いますので、一概にこれというものは特にはないんですが、例えば、人間ドックの助成率を上げる、もしくは、インセンティブを与えるような事業を展開する。あとは、そうですね、よろしくはないんですけど、一部市町村、市かな、一部の市町では、例えば、特定健診を受けた場合に、特典として、キャッシュですかね、商品券かもしれませんが、それを配布しているような事例があります。

ただ、その事例については、ちょっとキャッシュをそのまま生で配るというのは、中々しんどいかなというふうには考えていまして、今後、保健事業の充実のために、いろいろ他市町村、全国を見ながら、基金の使い方というんですか、それを考えていくというふうに、今後検討してまいります。

○藤井委員 ありがとうございます。ぜひ、住民さんが払った保険料ですから、住民さんに返していただきたいです。健康増進事業に使えるなら、ぜひ考えてください。要望しておきます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○斧田副委員長 今度、ちょっと質問というか、かぶった部分があるんですけれども、附属説明資料の2頁の療養給付費のところなんですけれども、4千700万円、5.9%

の伸びというんですか、ここら辺の要因について、もう一度説明のほうをお願いしたい
と思います。

○松岡保険医療課長 医療費の伸びの要因なんですけれども、中々ちょっと理由が見つからないんですが、通常3%程度を伸びとして見込んでいる状態です。今回6%程度の上昇になってしまっているという要因は、今まで、確かに受診控えから昨年度は回復。4年度につきましては、例えば、高額療養費も療養給付費も補正しましたので、その中でちょっと考えられるのは、例えば、コロナウイルス感染症があったために、入院して、例えば、治療ができない方とかが、その4年度においては、まとまって治療を受けておられるということも考えられますし、ある程度受診控えであった反動でまとめて治療に行っているというようなことも考えられます。ですので、ちょっと次年度以降は、コロナウイルス感染症につきましても5類になってしまったので、また、何というんですか、給付費が伸びる要因はあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○子安健康福祉部長 今、課長のほうが医療費の状況を説明させていただきました。概ねそのとおりかと思う。具体的な数字で説明のほうさせていただきますと、附属説明資料の7頁に、1人当たり医療費というのをグラフとして出させていただいております。

これ見ていきますと、令和4年度が41万9千円余りということで急激に伸びているのが見て取れるかと思います。比較しまして、平成31年度、コロナ前ですね、その金額が37万4千330円ということで、コロナがなければ、この状態から2%ないし3%の伸びで毎年増えていっていたということが予測できるわけです。

この37万4千円に毎年2%ないし3%程度の伸びを掛け合わせますと、約41万円ぐらいになるということで、ほぼ令和4年度の数字に近い数字となります。

こういったところから、この2年ないし3年の間、コロナ禍の間、受診を控えられていた方が、コロナの感染状況も一定下火といいますか落ち着いてきた中で、必要な医療を受けられるようになられたというふうに予測できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○斧田副委員長 ありがとうございます。中々コロナの影響というのは、どういうふうな形で出てくるかというか、直接的なものではない、今説明いただいたような形でも影響になってくるというふうなことで理解させてもらいます。ありがとうございました。

続いてなんですけど、5頁の収納状況のところ、滞納の関係なんですけれども、何か苦勞されたりとかというふうなことがあれば、教えていただきたいんですけれども。

○松岡保険医療課長 滞納、未納の方に対しましては、現在コールセンターを配置しているので、概ね良好な相談ができていうふうには感じています。ですので、滞納については、特に苦勞しているというところは、今のところ徴収機構にも相談していますので、ないような状況です。

ただ、未納になっている方が大体固定化してきまして、そのような中で、どのように滞納整理をしていくか。その方につきましては、電話も取ってもらえない、窓口も来てもらえない、文書で勧奨しても来れない。であれば、どうしたら接触できるのか、それが一応苦勞しているという点でございます。

○斧田副委員長 どうもありがとうございます。ちょっと私のイメージとしたら、国保だけではなくて、税であったりとか、ほかの収納対応するようなところと協力してやっておられるというふうなことがあったのかなというふうなところで聞かせていただきました。

私は、以上です。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 ちょっと附属説明書の3頁なんですけれども、3番目の被保険者数の状況の中で、150名のマイナスが出てくると。恐らくこれが第1次団塊世代が後期高齢に移行していったと。その中で、今後恐らく後期高齢に移行していく人数が増えていくだろうと思うんですけど、今後その辺の推測はどういうふうに出てきていますか。

○松岡保険医療課長 団塊の世代が後期高齢者医療に移っているということで、150名程度の方が国保から後期高齢者になっていくと。2025年まで続きますと。人数的には大体その人数ずつ減っていくんですが、ただ2025年を過ぎたとしても、ちょっと見させていただきましたが、そんなに一気に減るというわけではなくて、やはり100人以上の人たちが、2025年を過ぎたとしても後期高齢者医療に移行していきますので、ますます国民健康保険料の保険の被保険者数は減少していくのかなというふうには考えております。

その中で、国民健康保険制度の運営については、中々厳しい中で医療費が増加する、被保険者が減少すると、そのような中で進めていくのは、ちょっと事務局としても、保険医療課として、町としましても、いろいろと方法を考えないといけませんし、ある程

度制度の抜本的な見直し等もしていただけないのかなというふうには感じております。

○**建石委員** 1つ確認なんですけれども、こういった形で国保も財調を積んで、黒字というふうになっています。もうこの頃、一時借入れとかそういったことはないんですね。

○**松岡保険医療課長** 一時借入れ等はございません。

○**辻本（博）委員長** ほかにございませんか。

○**村井委員** 説明資料の先ほどの3頁のところになるのかもわかりませんが、この令和4年度に短期保険証と資格証明書の発行された人数を教えてくださいませんか。

○**松岡保険医療課長** 短期被保険者証と被保険者資格証明書を出した人数のご質問です。

短期被保険者証につきましては、今現在つかんでいる数字が32件、32世帯ですね。被保険者資格証明書については、太子町は発行しておりません。これまでもそういう対応をさせていただいています。

実際には、未納の世帯、滞納世帯ですか、世帯数については142世帯ございます。そのうち、32世帯に短期被保険者証を出している状況なので、これまでの質問にもございましたけれども、そこそこの窓口の対応、電話のコールセンターで、未納状態は少しずつながら解消されていっているのかなというふうには感じております。

○**村井委員** それと、これはどこの決算書の部分に当たるのかなと思うのだけど、前にも聞かせてもらった、近隣の総合病院というのか、今、把握されているのかも、調べやな、また調べなあかんか分かりませんが、太子町の住民の国保に加入されている方が、どこの総合病院でどれぐらいの、通院、入院の割合とか、どこの病院が多いとか少ないとかいうのは、そういうデータというものはお持ちなんですか。

○**松岡保険医療課長** どこの病院がということですが。詳細な資料は持ち合わせておりません。人間ドック等々を受けられているところを見ると、PL病院であったり、あとは、富田林病院であったり、あとは、香芝の生喜病院であったり、窓口で対応させてもらっている中でも、その3つぐらいが一応行かれておられる病院かなと。あとは、町内の個人院に行かれているというような状況であると把握をしております。

○**村井委員** ちょっと、これもまた、その総合病院の中で、送迎バスの運行をされたり、送迎サービスを実施されている、町内ですね、運行されている病院を知っていたら教えてくださいませんか。

○**松岡保険医療課長** 城山病院ですか、城山病院は、バスが多分来ているはずですが。富田林病院は来ていません。PL病院も来ていません、という程度しかちょっと把握できて

ないんです。

○村井委員 一番使われているのは、だけど、病院名出したら、P L、富田林、香芝生喜と、そこは住民さんの多くの方が利用されていると。その次、ほかありますけど、送迎サービスをされている病院は城山病院1つということだと思うんですけど、実際にその病院、太子町の方が多く利用されている、通院されている、入院なのか分からないですけど、利用されている実績というのがある程度把握できているので、これ、原課のところまで質問するのはどうかなと思うんですけど、その路線を、例えば、新規でちょっと太子町へ来てもらわれへんかなとか、例えば、私も知っている、石川の手前までバス来ているのだけど、それ橋渡って太子町までちょっとぐるっと一周回ってくればれへんかなとか、そういうふうには、これからやっぱり、ただ単に利便性を向上するのではなくて、検診とかそういうのを受けやすい環境づくりというのは、行政のすごく責任やと思うんですけど、その辺を要望していくとかいうお考えは今ございませんか。

○松岡保険医療課長 確かに住民の方が多くを利用されている病院と、バスが太子町まで乗り入れているところには差異がありますので、そのあたりについては、町の方針、町の方向性も含めて、原課だけでは対応できませんので、町全体でどのように今の状況を解消するかという議論を進めていければなというふうには考えております。

○村井委員 それと、これも太子町のホームページの医療費助成といったところのページがあるんですけど、いろいろ医療費助成していただいているんですけど、町独自の医療費助成というのがあるのであったら、教えていただけませんか。

○松岡保険医療課長 福祉医療費助成のことでよろしいですか。太子町独自でやっているのは、子ども医療費助成です。

子ども医療費助成につきましては、18歳到達以後、最初の3月31日までが、1日当たり500円が上限で、同じ病院であれば、2日上限ということになっています。仮に入院した場合については、入院の食事代についても無料にしています。これは大阪府の福祉医療費助成制度からはちょっと離れているんですけど、太子町独自でさせてもらっている医療費助成ということでございます。

○斧田副委員長 またこれ、ホームページに、せっかくなので町独自とか、やっぱりそういうようなところの表記もあってもいいと思いますし、これまた保護者の方にはすごく喜んでいただいているような、私も声を聞いてるんですけど、この制度を来年度以降も継続して実施していかれるとかそういうお考えはあるのかなのか、教えていただけま

せんか。

○松岡保険医療課長　こども医療費制度を継続するののかというご質問だと思いますが、子ども医療費助成につきましては、今のところ、廃止する予定はなく、今後も継続していくというふうな方向性として、継続するという形で考えていただければというふうに思います。

○村井委員　あと、とくとく健診、これ、何年か前から力入れて実施されて、とくとく健診の今の受診者の数とか、推移、教えていただけませんか。

○松岡保険医療課長　とくとく健診なんですけど、ちょっとすみません、推移は今手元にないので、今現在の状況、令和4年度の状況を言いますと、とくとく健診、夏の集団健診につきましては、全体で、社会保険の被扶養者または後期高齢者医療被保険者、国民健康保険被保険者を含めると、令和4年度では627人が受診されております。

そのうち国民健康保険の被保険者は306名。冬の集団健診、これはミニミニドックなんですけど、ミニミニドックにつきましては、100名定員のところが、今現在ちょっとまだ埋まってないんですけれども、先ほどのように国民健康保険後期、あと、生保の方もおられるんですけど、全体で72人のうち、国保が56人受けられていると。

推移というか、一定今年度の結果も速報値で出てるんですが、ちょっと内訳まではまだちょっと出てないんですけれども、687人に伸びました。ですので、コロナウイルス感染症も、先ほど来からの話ですが、もう受診控え等々がなくなったので、人数についても60人程度増えてきているというような状況です。

○村井委員　私も今年のとくとく健診、ちょっと受付を失念してしまいまして。ただ、住民さんの中には、やっぱり日常生活の会話の中で、やっぱり年1回健康診断、診察ですね、受けときやみたいな、そういう会話があちこちというか、複数聞くところがあるんです。これはやっぱりとくとく健診含めてがん検診、その他健康づくり教室を含めたところも、ある程度の効果というんですか、住民さんにそのときの認識、意識がちょっとずつ変わってきているのかなといったところがあると思うんですね、私は。

ただその中で、これ、最後の附属説明資料の1人当たりの医療費のところの、医療費の額の上昇の抑制に、私はある程度これ効果が出ているのだと、逆に言うたら、それが分かったからお医者さんにお世話になることになったのだというようなところで、ある程度これは抑制に効果が出てきていると私は感じておるんですけど、その辺の、今お考えがもしあるならば教えていただけませんか。

○松岡保険医療課長 これまでも介護部門の介護事業であったり、健康増進部門の健康増進事業であったり、国保の受診勧奨等々含めて、病気であれば早期発見、治療、もしくは、予防という形で進めてまいっていますが、急激に今回伸びていますので、ある程度その効果が出ているからこそ、ここまでの数字でとどまっているのかなというふうな見方もできるかとは思いますが。

○村井委員 最後に、マイナンバーカードの保険証利用の今の現状と、利用開始に当たっての手続きの有無、その辺のことを教えていただけませんか。

○松岡保険医療課長 保険医療課のほうでは、マイナンバーカードの紐付けをしてくださと言われてはするんですけど、実数は全く分かっていません。ですので、手続き的なところは、今現在、住民人権課が窓口でやっています。ただ数字については、保険医療課では全く持ってなくて、マイナンバーカードについては、機械を置かれているお医者さん、結構読み取りの機械を置いているお医者さんもおられるんですけど、まだやっぱりその紙の保険証のほうが、今のところちょっと有利な感じになっています。

まだマイナンバーカード保険証という形で認識するには、表面の氏名、住所を上から読み取って、その方の保険情報を見に行っているような状態です。その状況の中で、やはり両方、今のところのいろんな話を聞きますと、マイナンバーカードと、あと、保険証と併用して持っているというような状況になっているかなというふうには思います。

今後、今現在の状況が解消されれば、マイナンバーカードが保険証として使われるようにはなるのかもしれませんが、今のところ、全く予測が立たない状況でございます。

○村井委員 厚生労働省のホームページにも、やっぱりマイナンバーカードを活用していただいて、医療機関を受診していただくとか、いろいろそういうふうな案内が出ています、というか、あるんです。

私が調べたところでも、先ほど住民の多くの皆さんが利用されている総合病院といわれる病院に関しては、もう設置されているというような、一覧表の中にも出ていますし、せっかく皆さん、職員さん、もう遅くまで残ってマイナンバーカード、皆さんで発行手続きのところから頑張っていたので、マイナンバーカードと保険証をうまく利用してもらって、住民さんの健康維持管理、また、疾患が見つかったときの早期の治療といったところにつなげていただいて、1人当たりの医療費の推移をちょっとでも抑制できるような施策展開を期待しておりますので、これ、要望としておきます。

以上です。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○藤井委員 認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は、1958年、国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されたものです。

しかし、1984年に国庫負担率を引き下げる改革が行われた結果、全国で国保料の値上げが相次ぐ状況になっており、何とかしてほしいと、全国市長会など、毎年のように国の財政支援を求めています。

国保には、自営業者や75歳未満の年金生活者、非正規雇用労働者などが加入します。世帯単位の保険料負担額は、保険料を事業主と折半する社会協会健保と比べ、倍以上です。多くの市町村が独自に一般会計から国保財源に公費を繰り入れ、保険料を抑えてきました。

ところが、自公政権は国保の繰入れの削減廃止を狙い、市区町村と共に都道府県を国保財政の責任主体とし、繰入れ解消を主張させる国保の都道府県化を2018年度に実施し、大阪府は2024年度から府内統一を実施しようとしています。

コロナ禍で住民の暮らしが大変なときに、大阪府と一体化されれば、大幅な値上げが避けられないと分かっているのなら、統一化に反対、せめて統一化の延期を求めてください。

国保加入者から保険料が高過ぎて納め切れないとの声が上がっており、国民健康保険料を加入者の生活実態に見合った水準に見直すことは急務です。世帯主の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割は、国保料を高くする大きな要因となっています。特に子どもの数が多いほど負担が引き上がる均等割は、まるで人頭税だと言われており、2022年度から、ようやく就学前の子どもに限って均等割の一部を軽減することができはしましたが、制度の改悪の解消には程遠いものです。

全国で均等割、平等割として徴収される保険額およそ1兆円ですから、ここにも国が1兆円投入すれば、均等割、平等割をなくすことができます。

そもそも国民健康保険は、国が責任を持って財源を確保し、国民に必要な医療を給付する社会保障です。国保法第1条は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すると目的を定めています。憲法25条は、国に社会保障などの増進を義務づけ、その後退を厳しくいさめています。

医療を受ける権利、健康に生きる権利の実現、憲法に明記された生存権を保障する国保運営を求めて、反対の討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○森田委員 認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和4年度の決算では、歳出において、これまで見られた新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動から、1人当たりの医療費が大きく増加したことに伴い、保険給付費が増加したことで、被保険者数が減少する中、令和3年度を上回る決算規模となっています。

このような中、歳入では、保険給付費の財源となる保険給付費等交付金の普通交付金のほか、特別交付金についても適切に確保していることに加え、歳入の柱である保険料においては、財政調整基金を活用することにより、被保険者の保険料負担に配慮しつつも必要な保険料を適切に確保しているほか、被保険者の保険事業の財源として補助金の一部を一般会計に繰り出すなど、補助金の有効活用にも取り組んでいる点は評価できるものと考えます。

今後の事業運営に当たっては、令和6年度から保険料率などの完全な統一を控え、被保険者の立場に立った運営はもとより、より一層公平かつ適切な国民健康保険事業の運営に努められますよう要望し、本決算の賛成討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第2号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対1名)

○辻本(博)委員長 起立6、反対1、賛成多数でございます。

よって、認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定とすることに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午前10時47分 休 憩

午前11時00分 再 開

○辻本(博)委員長 それでは、再開いたします。

次に、認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○辻本福祉介護課長 それでは、認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算について、附属説明資料並びに決算書に基づきご説明申し上げます。

それでは、附属説明資料の1頁をご覧ください。

令和4年度決算は、第8期事業計画2年目の決算となります。

①決算の状況をご覧ください。前年度に比べ、歳入0.8%減、歳出1.5%増となり、歳入総額13億1千239万5千586円。歳出総額12億7千239万819円。差引額は4千万4千767円です。この差引額につきましては、2分の1以上を準備基金へ積み立てる必要がありますので、後ほど第1号補正予算案でご説明いたします。

中ほどにあります歳入歳出の内訳につきまして、特徴的なところを申し上げますと、下段、歳出の地域支援事業費、決算額は4千704万6千円ですが、右列の増減額、増減率は、ご覧のとおり前年度から大きく減っております。要因としましては、令和4年度より地域支援事業の一部を重層的支援体制整備事業として、一般会計に事業をセットした結果、特別会計の規模が縮小しております。その影響で、歳入の国・府支出金、支払基金交付金といった、同事業に係る財源も減収となりました。

保険給付費の推移をグラフ化した②保険給付費の状況ですが、対前年比0.3%増の11億1千764万1千870円。直近、令和2年度から令和4年度まではほぼ横ばいで推移しております。

次の頁に参ります。

③地域支援事業費の状況は、先ほど申し上げましたとおり、36.8%の減額です。

次に④基金残高の状況ですが、令和4年度末残高は1億7千297万514円です。2番、保険料の収納状況ですが、表の真ん中辺りにあります現年の収納率は、特徴、普徴合わせまして99.6%、前年度と同水準でございました。

次の頁に参ります。

3番、高齢者数及び認定者数の状況につきまして、①高齢者数の状況ですが、令和4年9月末の総人口が1万2千975人、65歳以上の人口が3千925人、高齢化率30.3%は、事業計画推計どおりの値です。

②要介護要支援認定者数の状況では、65歳以上の認定者数は678人。出現率17.3%、前年度より微増しております。下の折れ線グラフでは、人口減少が続く中で、人口に占める高齢者数、真ん中です。認定者数、これ一番上ですが、の割合が年々増加している状況をご確認ください。

次の頁に参ります。

4番、認定審査会、この頁は主に認定審査会の結果について記載しております。

①認定審査会の状況におきましては、本町及び河南町、千早赤阪村と共同で設置している認定審査会の開催回数は、年間50回。太子町の審査数は418件です。

②2次判定変更状況ですが、1次判定の結果を基に主治医意見書や特記事項などを加味し、認定審査会で決定された2次判定により、介護度が1次判定より高くなったケースは19件ありました。

③更新認定の状況は、既に認定を受けている方の更新前後の介護度を示した表で、介護度が高くなったケースは62件、低くなったケースは29件ありました。

④その他認定に関する状況です。認定作業につきましては、申請のあった日から30日以内に審査結果を出せるように取り組んでおりますが、認定に要した平均日数は39日と、やや日数を要している状況です。要因としましては、主治医意見書の回収に日数を要していることが影響しております。

次の頁に参ります。

5番、サービス利用状況における事業計画との比較です。表は①②とも、左から、サービスの項目、単位、令和4年度の計画値、令和4年度の実績、令和3年度の実績で、そして、計画比となっております。また、各年度の実績値は、年間の総数を月平均に割

り戻した数値です。なお、各サービスの回数と日数は、ひと月当たりの総数を表し、人数はひと月当たりの利用者数を表しています。

①介護予防サービスは、要支援1、2の方が利用するサービスで、主なサービスは、介護予防訪問看護や福祉用具貸与などとなっています。

次に、②居宅サービスの状況です。サービスの中で最も利用されているものが、表の一番上、訪問介護で、月3千431回、続いて、6つ目の項目、通所介護が月1千684回となっております。

次の頁に参ります。

③地域密着型サービスです。表の一番下、地域密着型通所介護は、月412回、前年度との比較では、111回の増となりました。

④番、施設サービスは施設へ入所または入院して利用するサービスです。いずれのサービスもほぼ前年度並み実績で、概ね計画どおりの利用状況と言えます。下の折れ線グラフは施設サービス利用者数の推移を表したもので、各年度末時点の利用者数を表しています。

以上のサービス利用状況によりまして、次の頁に参ります、6番、保険給付費の状況です。

①令和4年度の保険給付費の状況です。表の一番上、給付費の半分弱を占める居宅サービス給付費が対計画費80.8%。その下、地域密着型サービス給付費が同じく97.1%、更にその下、施設サービス給付費が同じく90.6%と、いずれも計画値を下回ったことから、表の一番下、サービス給付費全体の合計は、対計画比87.2%となっています。なお、下のグラフは、上の表のサービス給付の割合をグラフ化したもので、先ほど申し上げた3つのサービスで約88%を占めています。

次の頁に参ります。

上の折れ線グラフは、居宅サービス費のうち、主なサービスについて、過去からの推移を表しております。一番上の折れ線、通所介護の占める割合が大きく、続いて、訪問介護、短期入所となっております。

②居宅サービスにおける介護度別の対支給限度額比率は、介護区分ごとの支給上限額に対して、実際どの程度利用されたかを表したものです。要介護度が重度になるほど、利用率が高くなる傾向が顕著です。

次の頁に参ります。

③特定入所者介護サービス費の状況です。施設サービス等の利用に際し発生する居住費と食費について、所得区分に応じた負担限度額を設定することで、低所得の方に対し経済的な配慮を行っており、4つの負担段階区分で、合計97人の利用者がいました。なお、利用区分のその他は、短期入所生活介護や地域密着型介護老人福祉施設が該当します。

次の頁に参ります。

7番、地域支援事業の状況です。地域支援事業は、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することとしております。

各事業の値につきましては、決算書にてご説明いたします。

それでは、決算書の308、309頁、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額428万4千882円。一般管理事業58万1千285円は、介護保険事業の執行に係る事務費で、被保険者証等の印刷代や郵便料などの経費です。電算管理事業370万3千597円は、介護保険のシステム保守やプログラム変更等委託料、システム機器の賃借料などの経費です。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額93万8千828円。賦課徴収事業では、保険料の賦課徴収に係る事務費として、納付書等の印刷代や郵便料、コンビニ収納代行業務委託料を執行しました。

3項認定審査会、1目認定調査費、支出済額946万7千784円。認定調査等事業は、要介護認定に係る経費で、会計年度任用職員報酬や医師の意見書作成手数料ほか、3町村で共同設置しております認定審査会の事務費負担金などがございます。

次の頁にまいりまして、4項計画推進費、1目計画推進費、支出済額214万5千円。計画策定事業は第9期介護保険事業計画策定に伴う業務委託料として、当該年度に行ったアンケート調査に係る費用を執行しました。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、支出済額11億1千680万3千882円。

介護サービス等給付事業10億3千361万38円は、要介護1から5の方が対象となるサービスで、各細節の対象サービスですが、居宅介護サービスは訪問介護、通所介

護、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画はケアプランの作成、居宅介護住宅改修は手すりの取付けや段差解消などによる住環境改修、居宅介護福祉用具はポータブルトイレ、入浴補助用具、簡易浴槽などが対象で、施設介護サービスは介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設利用、地域密着型介護サービスは地域密着型介護老人福祉施設や地域密着型通所介護などが対象です。

次の介護予防サービス等給付事業 2 千 1 5 1 万 9 千 4 9 0 円は、要支援 1、2 の方が対象となるサービスで、各細節の内容は、先ほどと同様でございます。

高額介護サービス等事業 2 千 6 9 9 万 4 千 6 3 5 円は、同月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合、所得区分に応じて上限額を超えた分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものです。

高額医療合算介護サービス等事業 4 7 3 万 7 千 1 2 5 円は、介護保険と医療保険の両制度における自己負担の合計が上限額を超えた部分を支給するものです。

特定入所者介護サービス等事業 3 千 3 4 万 2 千 5 9 4 円は、介護保険施設利用時の食費や住居費について、低所得者の負担限度額を超えた部分に対して、介護保険から給付を行うものです。

2 目審査支払手数料、支出済額 8 3 万 7 千 9 8 8 円。

審査支払事業では、3 1 3 頁に参ります、国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務に係る手数料を執行しました。

3 款地域支援事業費につきましては、以下、細目事業の実績をご説明しますが、各事業の計画に対する実施状況や前年度実績等につきましては、附属説明資料 1 0 頁、1 1 頁に記載がございますので、ご参照ください。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額 2 千 2 9 0 万 1 千 9 0 1 円。本事業の対象は、要支援 1、2 を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者です。

訪問介護相当サービス事業 3 6 8 万 2 千 6 6 9 円は、事業所が実施する介護サービスに相当する訪問介護サービスで、延べ 2 5 2 人の利用がありました。

訪問型サービス B 事業 7 万 6 千円は、住民主体の生活援助等サービスを実施する団体、寿喜菜の会への補助金で、サービス提供者 1 人当たり月 2 千円で、サービス利用者は延べ 8 8 人です。

訪問型サービス C 事業 4 6 万 4 千 8 3 6 円は、保健や医療の専門職が期間を設定し、

集中的に訪問型サービスを提供するもので、延べ57人に対しサービス提供を行いました。

訪問型サービスD事業86万7千円は、住民主体の移動に関わるサービスを実施する団体への補助金で、桜草クラブ、プラスワンサービス、寿喜菜の会が提供するサービスを利用した者は、延べ738人です。

通所介護相当サービス事業1千419万1千893円は、事業所が実施する介護サービスに相当する通所介護サービスで、延べ537人の利用がありました。

通所型サービスC事業150万936円は、専門職による短期集中予防サービスで、保健センターで実施しております、生き生きトレーニングに係る経費、主に看護師への報酬や作業療法士への報償費です。計40回実施し、参加人数は延べ375人です。

315頁に参ります。

介護予防ケアマネジメント事業211万8千567円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプラン作成に要した費用で、作成件数は延べ442件です。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、支出済額474万4千14円。

介護予防把握事業65万1千595円は、看護師によるふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談・指導を行うため、閉じ籠もりがちな方40人を対象に、延べ144回の訪問を行いました。

介護予防普及啓発事業75万9千419円は、福祉センターの1階で実施しているナトレ教室やお達者健康講座の実施に係る歯科衛生士、栄養管理士、看護師などの報酬や報償費のほか、介護予防啓発運動指導員の派遣委託料などを執行しました。

地域リハビリテーション活動支援事業333万3千円は、地域での介護予防に係る運動指導士による支援事業で、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロンなど、地域リハ活動への支援を行いました。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費、支出済額564万1千366円。

介護給付等費用適正化事業316万9千224円は、会計年度任用職員1名分の報酬のほか、介護給付費通知書の送付、ケアプラン点検や適正化システムの委託料に係る経費で、1千271件の通知、町内4事業所を対象に、12件のケアプラン点検を行いました。

317頁にまいります。

家族介護支援事業162万2千260円は、家族介護講座の委託料と紙おむつ等の介

護用品の給付で、57人の方に給付しました。

見守り訪問事業84万1千882円は、高齢者の見守り活動に要する各委託料で、食の自立支援事業は、対象者14人、延べ1千171食分。乳酸飲料の配布による愛の一声見守り訪問は、対象者9人、延べ891件。緊急通報受信・相談業務は、49件の実績となっております。

住宅改修支援事業8千円は、居宅ケアプランを立てていない方の住宅改修理由書作成に対し補助しました。

2目住宅医療・介護連携推進事業費、支出済額274万7千402円。在宅医療・介護連携推進事業は、本事業を含めた社会保障充実4事業の事務補助アルバイト職員の賃金と富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の1市2町1村と三師会との7者、三師会というのは医師会・歯科医師会・薬剤師会ですが、による医療介護ネットワーク推進会議、令和3年度からでございます、による取組を進めるための事業委託料です。

3目認知症総合支援事業費、支出済額1千40万4千965円。

319頁に参ります。

認知症地域支援機・ケア向上事業384万8千443円の内訳は、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員である社会福祉士の人件費、また、認知症地域支援推進委員研修負担金などです。

4目地域ケア会議推進事業費、支出済額55万732円。地域ケア会議推進事業では、地域ケア会議開催に係る専門職の講師謝礼や助言者の派遣業務委託料を執行しました。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、支払済額5万5千616円。審査支払事業では、国保連合会が行う審査支払業務に係る手数料を執行しました。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、支出済額4千42万1千12円。介護給付費準備基金積立事業は、決算の剰余金の積立てです。

321頁に参ります。

5款公債費、1項公債費、1目利子、支出済額278円は一時借入金利子です。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、支出済額4千416万8千円119円。内訳としましては、第1号被保険者に対する還付金のほか、国・府支出金の精算による還付を行っております。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、支出済額627万7千50円。これは令和4年度一般会計において、重層的支援体制整備事業を実施したことに伴い、本事業に係る介護

保険料負担分を一般会計へ繰り出した費用になります。

続きまして、302頁にお戻りいただきます。

歳入ですが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、収入済額2億9千951万3千614円。不納欠損額85万2千800円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、収入済額2万3千300円は、233件分の手数料です。

3款国庫支出金、収入済額2億8千954万734円。国の介護給付費負担金や普通調整交付金を収入しております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、収入済額3億1千29万1千円。

1目介護給付費交付金は、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から収入しています。

2目地域支援事業支援交付金、収入済額1千75万4千円は、頁変わりまして、地域支援事業に対する支払基金からの交付金です。

5款府支出金、収入済額1億6千304万7千143円。介護給付費や地域支援事業に対する大阪府の負担金、交付金を収入しております。

6款財産収入、1項財産運用収入では、定期運用しております基金利子を2万2千11円収入しました。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、収入済額1億8千44万2千361円。内訳は特別会計で執行しました介護給付費や地域支援事業、事務費等に対する一般会計からの繰入金のほか、低所得者の保険料軽減措置に対する繰入金です。

8款繰越金6千947万9千154円は、令和3年度の決算剰余金です。

9款諸収入では、頁をまたぎますが、延滞金や雑入として3万6千269円を収入しました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田副委員長 今回の決算において、先ほどの国保のほうでも聞かせてもらったんですけども、新型コロナウイルスの影響というふうなものが出ているとしたら、どうい

ところですか。もう一度教えてもらえたら。

○辻本福祉介護課長 感染症の影響ですが、本特別会計の中では、特に保険給付費のほうですが、前年度と比較しまして0.3%増ということで、こちらの伸び、微増なんですけど、計画値としましては、3から3.5%伸びるであろうということでしたが、結果は0.3%というところで、こちらにつきましても、病院同様、特に施設、介護施設等で制限がかかった影響ではないかと思っております。

○斧田副委員長 ありがとうございます。そうですね、どうしてもコロナがはやっていたときでいうと、施設の場合でしたら、出入りができないような状況であったりとか、中々施設運営をやっていく上でも影響があったものというふうに思います。

それと委員長、もう一点すみません。先ほどの説明のほうで、4年度の場合については、一般介護予防であったりとか、包括的支援、もしくは、任意事業などの事業を一般会計のほうへ変更されていったというふうなことで、太子町は早いうちからこういう重層的支援体制整備のほうに取り組まれたということなんですけれども、もう一度ちょっと分かりやすく教えてもらえたらと思います。

○辻本福祉介護課長 重層的支援体制整備事業への移行でございますが、全国的に、例えば、問題を抱える方につきまして、いろんな要因が複雑化、複合化しております。そういったところのニーズに応えるためには、介護は介護、福祉は福祉とかいう縦割りの考え方をするよりも、横断的に、当然、相談を受けてつなぐべきところにつなぐといったような体制を構築したほうが、そういった複雑化した社会状況にお答えできるというところが根底にあるように考えております。

そういったところで、4年度から一般会計で予算を設定したという経緯でございます。

○斧田副委員長 ぜひともそういうふうな形でというんですが、一面的な事業だけではなくて、住民の方が本当に何が必要かというふうな部分について取り組んでいただけたらなと思うんですけども、また、今説明いただいた中で、社会福祉協議会のほうが中々役割としてはいろいろやられているというふうに聞いているんですけど、そこら辺の説明もよろしければお願いしたいと思います。

○辻本福祉介護課長 社会福祉協議会につきましては、本事業の中心的なといいますか、取りまとめ的な役割を担っていただいております。うちのほうから委託という形で、業務のほうを委託して、あちらに受託していただいているわけですけども、そういった相談事業等も多く含まれる事業でございますので、相談の専門員であったりとかという

ところの配置も適切に行っているのではないかと思います。

○**斧田副委員長** ありがとうございます。説明の中で、見守り訪問事業というふうな取組のほうもやられているということなんですけれども、本当にもう今の時代というんですか、高齢化がどんどん進んでいく中で、太子町の場合、孤立死的な部分というんですか、そういうふうな事例があるんでしょうか。いかがでしょうか。

○**辻本福祉介護課長** 令和4年度におきましては、孤独死と言われるような事例は、町内ではございませんでした。

○**斧田副委員長** ありがとうございます。本当に在宅でというんですか、こういう介護をされているようなところというと、どうしてもこういうふうなことに陥りやすいと思うんですけれども、本当に今の説明というんですか、聞かせていただいて、すばらしいと思いました。

それと、あと、認定審査会の関係なんですけれども、中々お医者さんの、主治医からの意見書というんですか、それがもらえないので30日以内に収めることが難しいということなんですけれども、実際の面で、こういう認定を受けられる方の場合、弾力的なそういう運用というんですか、やっぱり介護生活のほうが困らないような取組みたいなのをやっていただいているんでしょうか。

○**辻本福祉介護課長** ちょっと認定に若干時間を要しているというようなことでございますが、介護サービスが必要な方につきましては、当然こちらのほうも把握できておりますので、認定が出る前に、サービスを前倒しで使っていただくというような対応もしております。

○**斧田副委員長** 今言っていたように、住民の皆さんが安心していただけるような体制で頑張っていたらと思います。

以上です。

○**辻本（博）委員長** ほかにございませんか。

○**藤井委員** まだまだコロナ感染症から回復の兆しが見えたとは言えない1年だったと思いますが、施設に行けなくて、外出の機会が奪われ、楽しみしていた社協にも行けなくて、保険給付費も抑えられたようですが、今、介護保険を利用する人が増えたとか、介護度が上がったとかいう状況はありませんか。

○**辻本福祉介護課長** 令和4年度につきましては、昨年度のちょうど今頃だったと記憶しておりますが、第7波ですか、の期間中に、福祉センターのほうで、約1か月ほど閉め

ておりました。その加減で、高齢者の方につきましても、ちょっと利用できない期間があったということは承知しております。

介護保険への影響でございますが、ちょっと給付費のところでもご説明させていただいたんですが、給付費については、そういったことで制限がありましたので、そんなに伸びてないと。

あと、附属説明資料のほうで、認定更新のときの、重くなった方、逆に軽くなった方と言ったような数値をご紹介させていただきました。特にちょっと例年と比較して、目立ったような、重症化したというようなことは、数字の上からはちょっと言い切れないのではないかなと。

ただ高齢化が進んでおりますので、介護度が上がっていくという傾向は、これから先も続いていくのかなというふうには思っております。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○藤井委員 ありがとうございます。

厚労省が介護保険制度の成り立ちを、「介護保険制度は、高齢化や核家族の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として、2000年に創設されました」と書いていますが、増が年々上がり続ける介護保険料を抑えるために、今また地域福祉の担い手を住民や社会福祉事業者による補助への改悪する社会保障法等の改定が推し進められています。

令和4年度は、重層的支援体制整備事業という名で、これまでの事業とは中身は変わらないと言いますが、予算が組替えられました。中身が変わらないというよりも、中身が良くなって、住民さんに喜んでもらえるならいいのですけれども、町やボランティア団体の負担が増えた、家族の方が大変になったというようなことはないでしょうか。

○辻本福祉介護課長 本町の重層なんですけれども、まず、中身が変わらないといえますか、継続しております事業という意味でございますが、当然ニーズに合わせて拡充という部分はこれから先考えられます。今の状態がうちの太子町の完成した状態、事業の状態だというふうには思っておりません。これからもニーズに沿った事業展開ということで努めてまいりたいと思います。

ボランティアさんへの負担というところなんですけど、こちらにつきましては、特にボランティアさんの後継者不足という部分は、ちょっとお声、実際聞いております。そういったところに、特にこれから65歳以上になられる団塊の世代の方もいらっしゃるま

すので、そういった方をボランティアさんにちょっと興味をもっていただくと、参加していただくというようなことを、町としましても、できるだけ対処してまいりたいと考えています。

○藤井委員 ありがとうございます。負担が増えることがないように、よろしく願いいたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 昨今ちょっと大きな給食運営事業者の事業停止というような大きなニュースが流れてたんですけど、太子町の介護施設における食費ですね、のところの、まず、食費というのは物価高騰による食費値上げ分とか、もしそういうのがあれば、これはもう保険で給付対象になるのか、ならないのか。

また、それがまだ個人負担ならば、実際にそういう減免制度とかあるのか、ないのか、教えていただけませんか。

○辻本福祉介護課長 食費につきましては、基本的には実費ということで、保険給付の対象には、基本的にはなっておりません。

○村井委員 今、個人負担ということで、利用者負担ということで。ただやっぱり、これから、ああいうニュースが流れてくると、食費のところも、基準は厚生労働省で決まっているかと思うんですけど、その辺の負担分が個人負担ということで、どうしても困難になってくる方もいらっしゃるかと思うので、国のほうではそういう減免の、負担限度額ですか、そういう制度もあるので、そういう制度もしっかりとご案内してもらって、対応してもらいますようお願いしておきます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○藤井委員 認定第5号、令和4年と太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的とし、2000年に創設された介護保険制度ですが、3年に一度、保険料が見直しされ、制度が始まった2000年度は、太子町の介護保険料基準額は2千925円で

したが、2021年には6千480円にもなっています。

保険料が上がる一方で、サービスをどんどん削られ、2022年度は、重層的支援体制整備事業という名で予算が組み替えられました。国は、地域共生社会の実現をうたい、地域福祉の担い手を住民や社会福祉事業者による互助に委ねるようとしており、保険あって介護なしの状況が強まっています。

年々上がり続ける介護保険料を抜本的に改善するために、国に対し国庫負担割合を引き上げるよう強く求めてください。

太子町は、保険料を基金にため込むのではなく、値下げに使ってください。取り過ぎた保険料を住民に返すのは当然です。全国でも高い保険料の大阪府の中で、基準額6千480円は、府内第10位と高額です。

今、第9期の介護保険事業計画策定を進められているところですが、保険料は3年ごとに事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つ設定することになっています。取り過ぎた保険料を将来不安のためにため込めとは、法のどこにも書いていません。

住民福祉の増進を第1に考え、住民から取り過ぎた保険料は、次期計画策定時に全額保険料引下げに使うことを求め、反対の討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○斧田副委員長 認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の中間年ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、介護サービスの利用を控える状況が続いたため積立金が増加する結果となりましたが、保険料の徴収及び保険給付実績に基づく、国、府、支払基金、町のそれぞれの負担割合による歳入についても適切に処理されており、介護保険事業の持続可能性の点からも評価できるものです。

また、増加する要介護認定者に対し、状態やニーズに合った給付事業を実施するため、各事業者と連携を密にしながら、最適な介護サービスの提供に努めており、既存の総合相談等事業や生活支援体制整備事業については、一般会計に移行し、府内でもいち早く重層的支援体制整備事業に取り組むなど、地域共生社会の実現へ向けた積極的な姿勢も評価できるものであります。

現在、日本は、これまでに経験したことのない高齢化が進展しており、今後ますます介護ニーズが増加するとともに、介護保険制度の重要性が増すものと考えられます。

このようなことから、今後におきましても、被保険者の保険料負担に配慮するとともに、安定的な介護保険運営に取り組まれることを要望し、本決算に賛成いたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第5号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対1名）

○辻本（博）委員長 起立6名、反対1名、賛成多数でございます。

よって、認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定とすることに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時から行います。

午前 11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○辻本（博）委員長 それでは、再開いたします。

次に、認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容のご説明を申し上げます。

それでは、まず、附属説明資料をお願いします。1頁になります。

歳出でございます。

歳出合計2億4千79万7千円で、対前年度比1千733万3千円、7.8%の増となっております。

総務費でございますが、一般管理費では、令和4年10月から自己負担2割の導入に伴う被保険者証の一斉更新が2回あったことから、役務費の郵送料の増により、対前年

度比68万1千円、29.8%増の296万9千円となっております。一方、徴収費は前年度比7万1千円、4.8%増の153万7千円となっており、総務費全体では75万2千円、20.0%増の450万6千円となっております。

次に、広域連合納付金ですが、前年度と比べまして、1千650万1千円、7.5%増の2億3千598万円となっております。これは、令和4年度は保険料率の改定があったことに加え、被保険者数の増加により、保険料収入が大幅に増加したことによるものです。

次に、上段の表の歳入でございます。

まず、保険料ですが、2億342万3千円。歳出の広域連合納付金で説明させていただきました内容と同様になります。令和4年度は保険料率の改定があったこと、また、被保険者数の増加に伴い、前年度と比べて1千879万9千円、10.2%の増となっております。

次に、一般会計繰入金ですが、4千190万4千円で、対前年度比310万2千円、8.0%の増となっております。増の要因としましては、保険証の2回更新に伴う事務費等で75万3千円、20.1%。また、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分で、前年度と比べて234万9千円、6.7%の増となっております。また、諸収入につきましては、保険料返還金で7千円の収入がございました。

なお、歳入歳出差引額1千150万6千円の黒字となっておりますが、これは、3月分の保険料収納相当額であり、令和5年度に繰越し、広域連合納付金として納付する財源でございます。

それでは、次に、2頁になります。

2の被保険者数の状況ですが、令和4年度末時点でございますが、2千116人となっており、前年度より123人、6.2%の増加となっております。

次に、3の保険料の収納状況でございますが、収納率のうち、年金からの特別徴収は100%で、普通徴収の現年度分は99.1%、特別徴収と普通徴収の両方を合わせた現年度合計で99.5%の収納率となっております。

また、表の中央の列、還付未済額43万6千853円につきましては、保険料収納後に異動や死亡等によりまして保険料の還付が発生しますが、その年度内に処理できなかった分を計上しております。右隣の不納欠損額9万4千738円は、被保険者の死亡や生活保護開始などにより欠損処理をしております。

4の保険料の賦課状況でございます。

まず、(1) 保険料賦課料率等及び賦課限度額は、令和4年度は2年に一度の改定の年であり、均等割が5万4千461円、所得割が11.12%、賦課限度額は66万円となっております。なお、令和5年度におきましては、同じ料率となります。

次に、(2) 保険料軽減の状況ですが、7割、5割、2割に加えて、被用者保険の旧被扶養者を加えた合計で、前年度に比べ69人増の1千240人で、全体の59.7%の方が軽減を受けておられる状況でございます。また、軽減後の1人当たりの保険料は、本算定時点で、9万6千689円でございます。

以上で、附属説明資料の説明を終わらせていただきます。

次に、決算書の歳出からご説明を申し上げます。

決算書の340頁、341頁になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額296万8千452円は、被保険者証や限度額認定証の郵送料、電算システムに係る自治体クラウド利用料となっております。

2項徴収費、1目徴収費、支出済額153万7千233円は、納入通知書や督促状等の印刷代及び郵送料のほか、納入通知書や保険料の納付確認書の作成及び封入封緘作業等の業務委託料となっております。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金、支出済額2億3千598万178円は、保険料及び保険料の軽減分として、保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付しております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、支出済額31万691円は、過年度分の保険料に係る還付金でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入でございます。338頁、339頁になります。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、収入済額1億1千154万7千920円となっております。2目普通徴収保険料、1節現年度分、収入済額9千165万4千392円。2節滞納繰越分、収入済額22万400円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、収入済額1万400円となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、収入済額449万5千285円は、歳出の総務費に充当しております。

2目保険基盤安定繰入金、収入済額3千740万8千825円は、政令軽減を受けている被保険者の保険料軽減額を一般会計から繰り入れるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額695万7千401円は、令和3年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入、収入済額7千900円につきましては、保険料の返還金でございます。

令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○藤井委員 当初予算で、大阪府の保険料は全国で何番目に高いのかを尋ねたら、令和2年度の分ということで、1番目は東京都、2番目は神奈川県、3番目が愛知県、大阪府については4番目とのことだった。今も4番目ですか。太子町の1人当たりの保険料は幾らですか。お願いします。

○松岡保険医療課長 全国の保険料と比べて大阪がどの位置にあるのかというご質問でございます。

令和4年度、令和5年度につきましては、やはり、ちょっと調べさせていただきましたが、1番目は東京都、2番目は神奈川県、3番目が愛知県、4番目に大阪府ということで、順位については変化がございませんでした。

太子町の後期高齢者医療保険料1人当たりなのですが、これにつきましては、令和4年度については9万6千689円、令和5年度については9万7千613円となっております。ちなみに、大阪府の1人当たりの保険料は8万7千660円でございます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○藤井委員 全国的にも高い保険料を大阪府に住む太子町の住民の方は払っています。では、全国で4番目に1人当たりの年金額が高いのかと言われたら、そうではないと思います。少ない年金の中から保険料払うのは本当に大変なことだと思います。それなのに、

この年の10月に、ざくっとした数字ですけれども、1人世帯、年収200万円以上の人が窓口負担が2割負担になったかと。どれだけの住民さんに影響がありましたか。お医者さんに診てもらうのを減らしたとか、薬を減らしてもらったとか、そんな話は聞いていませんか。

○松岡保険医療課長 まず、住民さんにどれだけの影響があったかということなんですけれども、1点目につきましては、令和5年3月末、つまり4年度末になるんですけれども、4年度末については、被保険者2千116人中497の方が2割負担となっております。割合にすると23.5%でございます。

もう一点、お医者さん等で診てもらうのを減らしているのかという質問ですけれども、窓口で2割になった理由を説明してくださいということを求められるケースはございました。ただ、特にトラブルに発展するような事例はございませんでした。

○藤井委員 ありがとうございます。太子町ではそのような状況のようですが、全国では、医者に行く回数、薬を買って間引いて服用するなど、様々な事例があります。

誰でも年を取ればどこか悪くなります。安心して医者にかかれるように、国や府にきっちり物を言ってください。要望しておきます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 今これ、2割というところの方が、2割で確定したと。その2割となる方に、これ確認なんですけど、負担軽減策か何かそういうような制度はありましたか。

○松岡保険医療課長 2割の方の窓口負担ができた際に、月額3千円、当然1割から2割に増えますので、月額3千以上超える分についてはお返しするという経過措置がございます。

○村井委員 だから、病院の窓口負担といったところに、大幅に支払いとか、診療、何とかな、医療費は増えないようにという制度ですよ。

○松岡保険医療課長 そのとおりでございます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○藤井委員 認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を劣悪な医療保険に抱え込んで、負担増と差別を押しつける悪法です。2008年の制度導入後、年々保険料は上がり続けています。

更に、この制度がスタートした際に、当時の自公政権が国民の批判を受けて導入した保険料軽減措置特別軽減を打ち切り、低所得の高齢者に保険料の大幅な引上げを押しつけました。

更に、2021年には75歳以上医療窓口負担2割化法が強行され、2022年度10月からは、年収200万円以上の人、全国370万人、後期高齢者医療制度加入者の約20%の方が2割負担となりました。

コロナ禍でただでさえ高齢者の受診控えが進んでいる中、必要な医療が受けられなくなることを前提にした負担増は、高齢者の命、健康権、人権の侵害です。応能負担を窓口一部負担に求めるのではなく、富裕層や大企業に求めるべきです。

強制加入の社会保険では、必要な給付は保険料だけではなく、公的負担と事業主負担で補償するべきです。

先進国では、医療費の窓口負担は無料が当たり前です。欧州諸国など先進国では、窓口負担は無料または少額の定額制です。日本でも岩手県沢内村で始まった老人医療費無料化制度が全国に広がり、1973年から1983年まで国の制度として実現した歴史を持っており、国の政治が国民の暮らしを守る立場になれば、無料化は可能です。

後期高齢者医療制度の保険料窓口負担の引上げをやめさせ、差別と負担増の制度を廃止し、高齢者が安心して、入院治療、療養ができる制度となることを求めて、反対の討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○村井委員 認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

今日の日本ではこれまでに経験したことのない高齢化が急速に進展し、生産年齢である現役世代は減少する一方で、団塊世代が後期高齢者に移行している中、国民皆保険制度の維持にとって、後期高齢者医療制度の重要性は増すとともに、全ての世代の方々に理解が得られる持続可能な社会保障制度として、次世代に引き継ぐことが求められてい

ます。

このような中、国においては、持続可能な制度の維持に向けて、被保険者の負担と給付や公平公正な世代間の負担の在り方を考慮し、適宜制度の見直しを行っているところです。

これらを踏まえ、本町の令和4年度の後期高齢者医療特別会計の決算を見ますと、窓口負担の見直しなどの制度の見直しにも適切に対応し、後期高齢者医療の趣旨にのっとり、関係法令等に基づき適切な事業運営をしている点は評価できると考えます。

今後におきましても、大阪府後期高齢医療広域連合と引き続き連携を密にして、適切な制度の運営に努められることを要望しまして、本決算の賛成討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第6号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対1名）

○辻本（博）委員長 起立6名、反対1名、賛成多数でございます。

よって、認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定とすることに決しました。

決算認定案件が終了いたしましたので、西田委員は、福祉文教常任委員として参加していただきます。札の入替えを行いますので、このまましばらくお待ちください。

（札の入替え）

○辻本（博）委員長 次に、議案第23号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○川久保子育て支援課長 それでは、議案第23号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

本改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法が一部改正されることに伴い、これを引用している本条例について、所要の改正を行うものでございます。

子ども・子育て支援法の改正内容ですが、国の子ども・子育て会議がこども家庭庁に

新たに設置されるこども家庭審議会にその機能が移管され、廃止されることにより、当該部分の規定が削除され、以降の条文に繰り上がりが生じることとなりました。

それでは、議案書3頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第1条は、子ども・子育て会議の設置根拠を規定する条文でございますが、第77条、第1項を第72条、第1項に改正いたしております。これは、改正前の子ども・子育て支援法第77条、第1項において、市町村が設置する子ども・子育て会議の設置根拠が規定されておりましたが、子ども・子育て支援法の72条から76条が削られ、77条から87条までが繰り上がったことに伴い、引用する条番号を改めるものでございます。

恐れ入ります。議案書を1頁戻っていただきまして、附則でございます。

この条例の施行日は公布の日からとしております。

以上、簡単でございますが、説明のほうを終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○辻本（博）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 この条例改正は、上位法令が変わって、名称、こども家庭庁やったっけ、そのことによる項ずれが多いとか聞いてたんですが、内容がどっか変わるというようなことはあるんですか。

○川久保子育て支援課長 子ども・子育て支援法の改正の内容ということでよろしいでしょうか。

○西田委員 そこがすごく変わって、うちの条例に表れないけれども、外に出る内容が変わるのか、ただただ上が変わっていて、中身は何も変わらないのか、どうなんでしょう。

○川久保子育て支援課長 失礼しました。市町村が設置する子ども・子育て会議の中身は何も変わりません。ただ条ずれがあるだけです。

以上です。

○西田委員 それと、何やったっけ、こども家庭審議会と名前が変わったことによって、在り方が変わるということもないということなんですか。

○川久保子育て支援課長 子ども家庭審議会のほうは国の審議会のほうになります。今まで様々な省庁に分かれていた子ども施策のほうは、こども家庭庁のほうに集約されるといふところになりますので、内容はちょっと、申し訳ないです、細部までは分かりませ

んが、そういった集約されるというところが変更点かと思えます。

以上です。

○西田委員　うちは9月議会に出たわけですけど、もう既に出ている自治体もあつたりするんですが、タイムラグというか、時間差があつてもよかつたんですか。

○川久保子育て支援課長　法律の施行のほうは4月1日となつておりまして、既に改正されている市町村もたくさんあるかと思えます。改正の通知のほうは4月1日付で国のほうからありました。これに伴う法整備のほうは48件ぐらいありまして、個々の自治体での点検業務が必要になってきます。個別にこういった条例改正が必要ですよといったそういう準則などの通知のほうはございませんで、個別で点検させていただいた結果、この条例改正が必要ということが分かりました。

本町の子ども・子育て会議のほうなんですけれども、10月以降に開催のほうを予定しておりましたので、開催までの条例改正で、特に住民の方への影響ということはないということで、直近の9月で改正させていただくという対応をさせていただきました。

以上です。

○辻本（博）委員長　ほかにございませんか。

○村井委員　今の答弁で、これから10月以降に子ども・子育て会議を開催していきたいという計画のところ、令和4年度実績で、会議何回開かれたかというのを教えていただけませんか。

○川久保子育て支援課長　令和4年度の実績なんですけど、11月に一度開催させていただいています。

以上です。

○辻本（博）委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第23号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 議案第26号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

令和5年度、太子町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）の1頁になります。

第1条、第1項、予算の総額でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3千54万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9千675万1千円とするものでございます。

次に、歳出の内容でございます。8頁、9頁になります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額2千857万2千円は24節積立金で、前年度の繰越金のうち、8款諸支出金に計上しております国・府支出金等返還金の残余を計上し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額197万4千円は、22節償還金利子及び割引料の国・府支出金返還金を計上しております。これは、令和4年度において、特定健診や新型コロナウイルス感染症保険料減免等の事業に係る補助金と交付金等の確定を受けて、超過交付となった府支出金を返還するものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。6頁、7頁になります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額59万1千円は、令和4年度に実施した一般会計における国民健康保険被保険者に対する保健事業の事業費確定に伴う府支出金返還金の財源として計上するものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、補正額2千995万5千円は、令和4年度からの前年度繰越金でございます。

令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 だから、令和5年度、今進んでいる基金がまた増えたということになるんですか。

○松岡保険医療課長 基金の状況でございますが、令和4年度末の現在の基金残高につきましては8千562万4千円。1千円単位ですけれども、令和5年度におきましては、当初予算で、2千万円繰入れと積立てが3万円ですかね、という形で今回1号補正をすることによって、積立額が、2千857万2千円積み立てますので、5年度末残高の見込みは、9千422万6千円ということで、9千500万円弱になる予定でございます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻本福祉介護課長 それでは、議案第27号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をご覧ください。

第1条、第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5千508万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3千342万5千円とするものでござい

ます。

それでは、8頁、9頁の歳出から説明させていただきます。

4款基金積立金、1項基金積立、1目介護給付費準備基金積立金、補正額2千万3千円は、地方財政法第7条の規定に基づき、令和4年度の決算剰余金の2分の1に相当する額を積み立てるものです。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額3千507万7千円は、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴うもので、国、府及び支払基金へ返還いたします。

続きまして、歳入ですが、6頁、7頁をご覧ください。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額221万9千円。続きまして、5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金、補正額126万6千円は、前年度介護給付費の交付金が確定したことに伴い、支払基金、大阪府より、それぞれ交付を受けるものです。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額1千159万2千円。これは、国、府及び支払基金への返還金に要する財源の不足分を基金より繰り入れるものです。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4千万3千円は、令和4年度決算剰余金です。

以上、令和5年度介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 先ほどの国保といえば、この介護の基金は増えることになるの、減ることになるの。

○辻本福祉介護課長 先ほど4年度決算で年度末残高をご説明申し上げましたが、今回の補正によりまして、2千万円積立てを行います。ただ5年度予算で、これ予算ベースですけれども、3千400万円ほど繰入れを行っておりますので、予算ベースで見ますと、4年度末よりは基金が減る見込みではございます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第27号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午後 1時40分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 辻 本 博 之